

校舎施設等の耐震化の状況について

学校法人が設置する大学・短期大学に係る耐震化率の公表

学校施設は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所有者に耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されるとともに、大学(短期大学)は、学校教育法及び同法施行規則により、学生の教育研究環境を含めた教育研究活動についての情報を公表することが求められています。

建物の耐震化率

仙台赤門短期大学の耐震化率は、100%です。

※耐震化率とは、建物全体のうち、1981(昭和56)年6月1日改正の新耐震基準(建築基準法施行令)に即した建物の割合のことです。